

平成 29 年 4 月 26 日

一般社団法人
茨城県建築士事務所協会
会長 横須賀 満夫 様

水戸市都市計画部住宅政策課

水戸市まちなか共同住宅整備促進事業の周知の御協力について（依頼）

謹啓 春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本市住宅行政につきまして、格別な御協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきまして、まちなか居住の促進を図るため、今年度から新たに「水戸市まちなか共同住宅整備促進事業」を開始することとなりました。

つきましては、まことに恐縮ですが、会員様への周知について御協力賜りますようお願い申し上げます。

謹言

（送付内容）

- ・募集要領「水戸市まちなか共同住宅整備促進事業の事業者を募集します。」 10 部
- ・事前協議書 1 部

詳しい内容につきましては、市ホームページに掲載しております。

また、募集要領等、資料が必要な場合は、下記まで御連絡ください。

問い合わせ先

〒310-8610 茨城県水戸市中央 1-4-1

水戸市都市計画部住宅政策課

担当 江幡将行, 小室麻結

電話 029-232-9222

FAX 029-232-9286

Mail sumai@city.mito.lg.jp

水戸市まちなか共同住宅整備促進事業の事業者を募集します。

平成 29 年 4 月 26 日

1 趣 旨

水戸市まちなか共同住宅整備促進事業は、まちなかにおける低・未利用地を活用するとともに、良質な住宅を供給することにより、居住人口の増加を図るため、国の社会資本整備総合交付金（中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業）制度を活用し、共同住宅を整備する事業者に対して費用の一部を補助する事業です。

平成 29 年度は申請された事業の審査及び中心市街地の活性化に関する法律（以下「中活法」という。）に基づく事業計画の認定を行い、平成 30 年度に事業者からの交付申請を受け、補助金を交付します。補助を受けようとする方は、期間内に事前相談をお申込みください。

2 対象事業

水戸市中心市街地活性化基本計画の計画区域内で、認定基準を満たす優良な共同住宅（賃貸住宅に限る。）等を整備する事業

【計画区域図】



3 補助対象経費

調査設計計画費	事業計画作成費，地盤調査費，建築設計費
土地整備費	建築物除去費，補償費
共同施設整備費	空地等整備費，供給処理施設整備費，その他の施設等整備費

※住戸部分の建設費用は対象とはなりません。

4 補助金額と限度額

補助対象経費の 2/3 以内の額又は供給される住宅の戸数×100 万円のいずれか低い額。ただし、上限 5,000 万円とします。

計画認定したもののうち、予算の範囲内で採択し、補助金を交付します。そのため、予算の執行及び国庫補助金の交付状況により要望どおり補助金が交付されない場合があります。

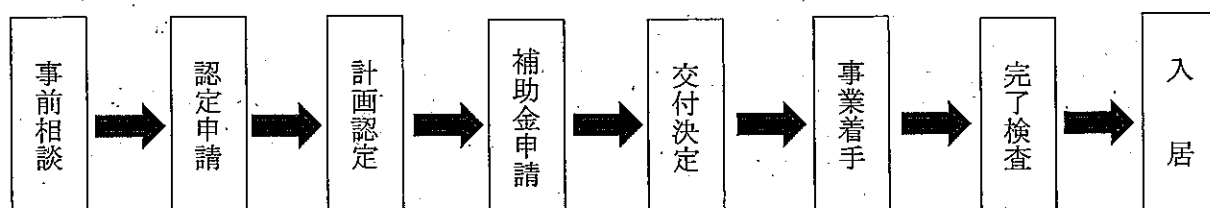
5 補助事業の主な基準

良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するもののうち、下記の基準を満たす事業を対象とします。

敷地面積	- 敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね 500 m²以上であること。 - 敷地が原則として幅員 6 m 以上の道路に 4 m 以上接すること。
構 造	- 地階を除き 3 階以上の建築物であること。 - 耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。
用 途	- 建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものであること。 - 供給する住宅は、賃貸住宅のみであること。
空 地	一定規模の空地を有すること。 例：商業地域の場合 空地の面積の敷地面積に対する割合 40%
住 宅	- 住宅の戸数が 10 戸以上であること。 - 住宅の規模、構造及び設備が次の各号に適合するものであること。 (1) 各戸の床面積が 50 m²以上であり、かつ、2 以上の居住室を有するものであること。 (2) 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
賃貸住宅	- 賃借人の募集方法や選定について、中活法等に従い定められていること。 - 家賃が、近傍同種の家賃と均衡していること。 - 管理の方法が、中活法等の基準に適合するものであること。 - 管理期間が 10 年以上であること。
附帯施設	都市福祉施設※の整備と併せて建設し、又は隣接、若しくは近接するものであること。 ※教育施設、医療施設、購買施設、集会施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものとして市長が認める施設
そ の 他	資金計画が、事業を確実に遂行できるものであること。

※上記以外にも要件がありますので、詳細については、ホームページでご確認ください。

6 手続きの流れ



7 応募方法について

◎募集期間

平成 29 年 4 月 26 日（水）～6 月 9 日（金）まで

◎応募方法

募集期間内に「事前協議書」を作成のうえ、事前相談を申し込んでください。

事前相談の結果、認定基準を満たしていることが確認された場合、「事業計画認定申請書」を作成、提出していただきます。

◎申込先・問い合わせ先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市 都市計画部 住宅政策課（担当：江幡、小室）

電話 029-232-9222 FAX 029-232-9286

Mail sumai@city.mito.lg.jp

URL <http://www.city.mito.lg.jp/>（水戸市ホームページ）